



三重県公報

平成21年7月28日（火）

第 2107 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
494	あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出	(市町行財政室)	2
495	字の区域を変更する旨の届出	(同)	2
496	環境森林部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境森林総務室)	2
497	保安林の指定を解除する予定である旨	(森林保全室)	4
498	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(水産経営室)	5
499	同件	(同)	5
500	同件	(同)	5
501	同件	(同)	5
502	同件	(同)	5
海 調 委 告 示			
6	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	5
公 告			
	土地改良事業への同意	(農地調整室)	6
	土地改良事業の工事の完了	(同)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発室)	7
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	7
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(電子業務推進室)	7
正 誤			
	平成21年7月10日付け三重県公報第2102号	(障害福祉室)	7

告 示

三重県告示第 494 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおりあらたに土地を生じたことを平成 21 年 6 月 29 日確認した旨、四日市市長から届出がありました。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

四日市市千歳町 9 の 6、9 の 8、9 の 9、9 の 11、16 の 2 の地先公有水面埋立地 575.95 平方メートル

三重県告示第 495 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、四日市市長から届出がありました。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

四日市市千歳町に編入する区域

四日市市千歳町 9 の 6、9 の 8、9 の 9、9 の 11、16 の 2 の地先公有水面埋立地 575.95 平方メートル

三重県告示第 496 号

環境森林部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

環境森林部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境森林部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 375 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 第 27 号の項中

「 (3) 高性能林業機械技術習得実践事業 緑の雇用担い手対策事業を終了した 者に対する高性能林業機械による実践 研修に要するための経費	事業費の 1/2 以内	を削り、
---	----------------	------

同表第 28 号の項（C）の欄中、

「 (14) 市町村附帯事務費	」を
「 (14) 公共施設等再生整備 (15) 木の香るまち等施設整備 (16) 市町村附帯事務費	」に改め、

同項（D）の欄中「事業費」の次に「又は間接事業費」を加え、同項（E）の欄中「別に定める。」を「市町、森林組合等」に改める。

別表 1 第 31 号の項（C）の欄及び（D）の欄を次のように改める。

県産材及び「三重の木」認証材の利用 拡大につながる情報発信に要する経費	事業費の 1/2 以内
1 建築業者、建築士及び建築主による家づくり情報の発信に要する経費	事業費の 1/2 以内
2 木造住宅等の見学会を開催する経費	事業費の 1/2 以内
3 県産材利用の相談会、説明会、展示即売会等の開催経費	事業費の 1/2 以内
4 県産材を中心とした「木づかい」の啓発活動に要する経費	事業費の 1/2 以内
5 関係者の連携に要する経費	事業費の 1/2 以内
6 コーディネーターの設置及び派遣に要する経費	事業費の 1/2 以内

7 地域における「三重の木」認証事業者増加及び資質向上への取組に要する経費	事業費の 1/2 以内 (上限 50 千円)
8 認証事業者グループが行う消費者への「三重の木」PR活動に要する経費	定額 (上限 100 千円)

別表1第32号の項(D)の欄及び(E)の欄を次のように改める。

事業費又は間接事業費の 55/100 以内。ただし、市町村附帯事務費は事業費の 1/2 以内	市町、木材団体等
--	----------

別表1中第34号の項及び第35号の項を削り、第36号の項を第34号の項とし、第37号の項から第39号の項までを2項ずつ繰り上げ、第40号の項を削り、第41号の項を第38号の項とし、第42号の項を第39号の項とし、第43号の項を第40号の項とし、同表に次のように加える。

41	がんばる三重の林業創出事業費補助金	「三重の木」を安定的に供給するための体制づくりを行うため、「三重の木」となる原木供給と併せて木材の多段階利用(カスケード利用)を目指すとともに、木材の流通を改善する施設整備並びに生産及び需要のマッチングに支援を行う。	1 団地化推進事業 林業の活性化、団地化等を推進するための地域協議会及び地区懇談会の開催、森林境界の確認及び図面作成、地域リーダーの活動等に要する経費	事業費の 1/2 以内	地域林業活性化協議会
			2 人材育成事業 集約的な施業及び効率的な木材流通体制の確立に必要な人材育成のための研修生の派遣、研修会の開催等に要する経費	事業費の 1/2 以内	三重県森林組合連合会
			3 選別及び仕分け合理化事業 協定に基づき搬出された木材を山土場で選木・仕分け、積み込み等を行うために要する経費	定額	地域林業活性化協議会
			4 カスケード利用材直送推進事業 カスケード利用化を促進し、及び流通システムを確立するため、協定取引に基づいた木材の運搬に要する経費	定額	地域林業活性化協議会
			5 カスケード利用材生産促進事業 協定取引に基づき搬出されたカスケード利用を行う木材の選別、はい積み等の作業に必要な山土場の整備及び当該木材を搬出するために必要な作業道の整備に要する経費	事業費の 1/2 以内。ただし、他の事業を併用する場合はその補助と併せて 10/10 以内	地域林業活性化協議会
			6 高性能林業機械導入推進事業 低コスト施業方法の構築のための高性能機械の導入に要する経費	事業費の 1/2 以内	地域林業活性化協議会
			7 森林組合・事業体連携強化事業 協定取引に協力する素	定額及び事業費の 1/2 以内	地域林業活性化協議会

			材生産事業者が山土場まで搬出するための運搬経費及び素材生産事業者が有する高度技術等を継承するために研修に要する経費 8 チップ化施設整備事業 山土場で選別されたチップ用材をチップ化するための施設整備に要する経費	事業費の2/10。 ただし、他の事業を併用する場合はその補助と併せて7/10以内	市町、森林組合等林業事業者、三重県森林組合連合会、林業者等の組織する団体
42	森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金	三重県森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐等の森林整備の促進及び森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図る。	別に定める。	別に定める。	別に定める。
43	「三重の木」緊急対策事業費補助金	「三重の木」生産施設整備や「三重の木」PRに支援等を行うことにより県産材の利用促進を図る。	県産材の利用促進等を図るために要する経費	別に定める。	別に定める。
44	自然文化に親しむ施設整備事業費補助金	自然とのふれあいの推進等を図るため、国定公園及び長距離自然歩道を整備する。	国定公園及び長距離自然歩道の整備に要する経費	事業費の4.5/10以内	市町

別表 2 中

32	激甚被災林道緊急機能回復事業費補助金				を
----	--------------------	--	--	--	---

32	激甚被災林道緊急機能回復事業費補助金				に改める。
33	がんばる三重の林業創出事業費補助金				
34	自然文化に親しむ施設整備事業費補助金				

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境森林部関係補助金等交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 497 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成21年7月28日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
いなべ市員弁町市之原字白岩谷 2331 の 46、2331 の 48
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 498 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

大島加入区

三重県告示第 499 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

伊曾島加入区

三重県告示第 500 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

白塚加入区

三重県告示第 501 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

早田加入区

三重県告示第 502 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

古江加入区

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 6 号

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科 3 種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をい

います。以下同じです。)の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成21年7月28日

三重海区漁業調整委員会会長 黒田 耕一郎

1 採捕の制限

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはならない。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、この限りでない。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとする。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等(標本及び剥製を含む。)の譲渡又は販売をしてはならない。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕したうみがめ等(標本及び剥製を含む。)の所持又は販売をしてはならない。

9 適用除外

市町独自のウミガメ保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外する。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成21年8月16日から平成22年8月15日までとする。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、多気町営土地改良事業(基盤整備促進事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)相可地区)の施行に、平成21年7月16日同意しました。

平成21年7月28日

三重県知事 野呂 昭彦

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成21年7月28日

三重県知事 野呂 昭彦

事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業(小規模)	一色池地区	平成21年3月31日
県営ため池等整備事業	坊ヶ谷池地区	平成21年3月31日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 21 年 7 月 3 日	多気郡明和町大字上村字ガクデン 1630-1 ほか 1 筆	多気郡明和町大字金剛坂 785-4 有限会社ホームタウン 代表取締役 東 谷 泰 明
平成 21 年 7 月 9 日	三重郡菰野町大字菰野字柳林 1639-78	三重郡菰野町大字菰野 1693-1 若 山 武 司
平成 21 年 7 月 10 日	桑名市長島町白鷄 47-1	桑名市長島町松蔭 98 伊 藤 鷹 博
平成 21 年 7 月 13 日	松阪市大津町字小深田 1768-1 ほか 21 筆 〃 下村町字切部 279 ほか 2 筆	松阪市殿町 1340-1 松阪市長 山 中 光 茂

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 21 年 7 月 2 日	三重郡菰野町大字竹成字滑川 4857 ほか 1 筆	三重郡菰野町大字竹成 3571-1 株式会社サンマル開発 代表取締役 相 馬 雅 之

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 21 年 7 月 28 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 物品等の名称及び数量 三重県総合文書管理システム DB 系サーバー機器等賃貸借（機器の借り入れ及び保守）
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県政策部電子業務推進室
- 3 落 札 者 決 定 日 平成 21 年 7 月 16 日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市中区錦一丁目 17 番 1 号
NEC キャピタルソリューション株式会社中部支社 支社長 待山 義介
- 5 落 札 金 額 入札価格 45,977,570 円
契約金額 48,276,448 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成 21 年 6 月 2 日

正 誤

平成 21 年 7 月 10 日付け三重県公報第 2102 号に登載しました、障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の告示中

ページ 行
6 4 から 8

誤		正	
有限会社岡金 トータルサー ビス	津市久居中町 281-2 吉村ビル 2F	有限会社岡金 トータルサー ビス	津市久居中町 268 番 地 1

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
